

INSURANCE NEWSLETTER

2020年6月号 (Vol.4)

I. 保険に関するニュース：2019年12月～

II. 金融サービス仲介法制について

森・濱田松本法律事務所

弁護士 増島 雅和

TEL. 03 5220 1812

masakazu.masujima@mhm-global.com

弁護士 吉田 和央

TEL. 03 6266 8735

kazuo.yoshida@mhm-global.com

弁護士 溝端 悠太

TEL. 03 6213 8174

yuta.mizobata@mhm-global.com

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。今回のトピックとしては、本年3月6日に国会に提出され、近日中に成立することが見込まれる「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」において、新たに創設される「金融サービス仲介法制」を取り上げます。

I. 保険に関するニュース：2019年12月～

1. 金融検査マニュアル等の廃止

金融検査マニュアル及び金融コングロマリット監督指針が、昨年12月18日に廃止されました。

これに伴い、「保険会社向けの総合的な監督指針等」も一部改正されています¹。立入検査関係のみならず、意向把握・確認方法に係る着眼点の書きぶりなども少し改正されていますので (II-4-2-2(3)①)、留意が必要です。

2. ノーアクションレター回答

新規のノーアクションレター回答が、本年4月1日付で公表されています²。

顧客に対して鉄骨造の居住用建物を販売する際、地震により当該居住用建物に規模の大きな損害が発生した場合に、建替え又は補修を行うことを約するサービスを提供することについて、「物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合」(少額短期保険業者向けの監督指針V(1)(注2)に該当するものとして、保険業に該当しないと判断されたものです。

¹ 令和元年12月18日金融庁「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/20191218/20191218.html>)

² 令和2年4月1日金融庁監督局保険課長「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」(https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/hoken/kaitousho-kouhyouyou.pdf)

INSURANCE NEWSLETTER

3. 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行

前回の [INSURANCE NEWSLETTER Vol.3](#) で取り上げた「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が本年5月1日から施行されています³。

4. 新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、金融庁から業界団体に対して各種要請文書等が発出されています。

例えば、「新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）」（金監督615号令和2年3月13日）⁴では、保険料の払込及び保険契約の更新について、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずることなどについて、要請がなされています。

また、「新型コロナウイルス感染症に関する保険約款の適用等について（要請）」（金監督915号令和2年4月10日）⁵では、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険約款の解釈・適用を巡って、保険契約者等からの相談等が増えることも想定される。保険会社等においては、当該事案が生じた場合の現場での混乱を未然に防止するとともに、保険契約者等保護の観点から、前例にとらわれることなく、柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置を検討していただきたい。」とされています。

こうした要請などを踏まえ、各保険会社においては、払込猶予期間等の延長、契約者貸付利率の減免、新型コロナウイルス感染症に係る積極的な保険金の支払いなどの動きが出てきています。

II. 金融サービス仲介法制

1. はじめに

これまで、銀行・保険・証券等の金融サービスについては、銀行法における銀行代理業者、金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人・仲立人、貸金業法における貸金業者などの業態ごとの縦割りの規制が存在し、その仲介業務を営むためには、仲介しようとする分野に応じて複数の登録等が求められる状況にありました。

「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品販売等に関

³ 監督指針等の改正内容は、令和2年4月3日金融庁「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200403/20200403.html>) 参照

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20200313-2/01.pdf>

⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20200410/01.pdf>

INSURANCE NEWSLETTER

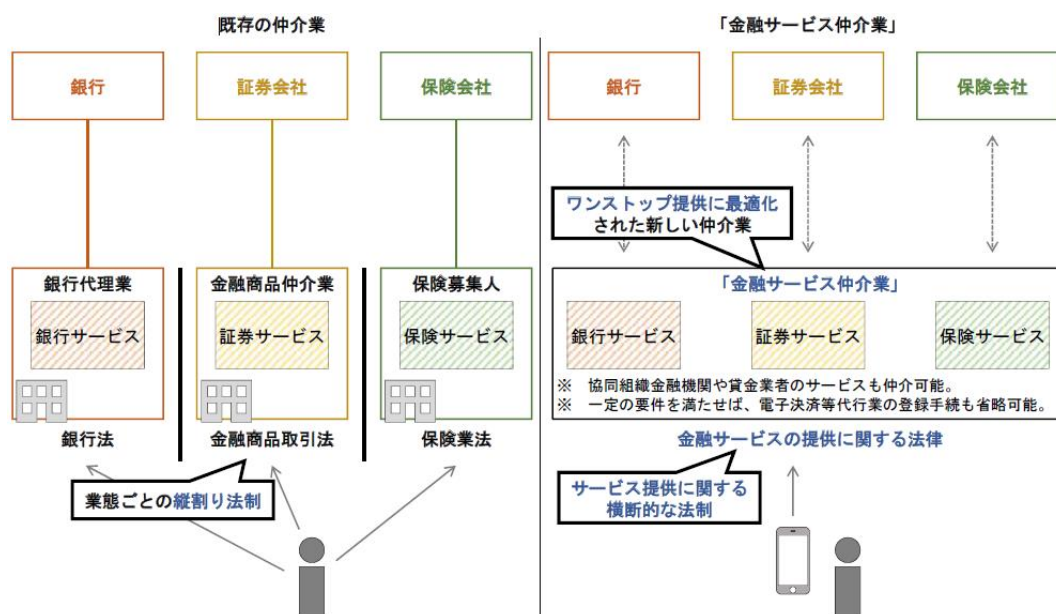
する法律等の一部を改正する法律案⁶（以下「本法案」といいます）は、オンラインでのサービスの提供が可能となる中、多種多様な金融サービスをワンストップで提供できるようにするために、1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険等の各分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介制度を創設するものです。

この新たな制度を創設するに当たり、これまで金融商品の販売等に関する私法的な規律を主に定めていた「金融商品販売法」が「金融サービスの提供に関する法律」（以下「金サ法」といいます）に改称され、その中に金融サービス仲介制度に関する規定が定められることになりました。

なお、金融サービス仲介制度は、上記のとおりオンラインでの金融サービス提供のニーズの高まりを背景に制定されたものですが、制度上は対面による金融サービス仲介を排除していません。

図表 1 金融サービス仲介制度のイメージ

（出典）本法案の「説明資料」（金融庁、2020年3月）3頁



2. 「金融サービス仲介業」として営める業務の範囲

「金融サービス仲介業」とは、①預金等媒介業務、②保険媒介業務、③有価証券等仲介業務、④貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいいます（金サ法11条1項）。

ただし、各業務において取り扱うことのできるサービスから、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスは除外されており、この内容は政令で定められ

⁶ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

INSURANCE NEWSLETTER

ることが予定されています。

図表2 「金融サービス仲介業」の対象

	媒介の対象 ⁷	除外サービス例 ⁸
①預金等媒介業務	預金等の受入れを内容とする契約 資金の貸付け等を内容とする契約 為替取引を内容とする契約	仕組預金
②保険媒介業務	保険契約	変額、外貨建
③有価証券等仲介業務	有価証券の売買 金融商品市場における有価証券の 売買等の委託 有価証券の募集・売出し、私募等 (取扱い) 投資顧問契約又は投資一任契約	非上場株 デリバティブ
④貸金業貸付媒介業務	資金の貸付け等を内容とする契約	

3. 「金融サービス仲介業者」の登録制度

「金融サービス仲介業」を行うためには、内閣総理大臣の登録を受けることが求められます(金サ法12条)。この登録を受けた者を「金融サービス仲介業者」といいます(同法11条6項)。

登録の申請書類には、業務の種別(①預金等媒介業務、②保険媒介業務、③有価証券等仲介業務及び④貸金業貸付媒介業務の種別)の記載が求められます(同法13条1項4号)。言い換えれば、「金融サービス仲介業」の登録を受ける場合、①預金等媒介業務、②保険媒介業務、③有価証券等仲介業務及び④貸金業貸付媒介業務の全てを行うことは必須ではなく、実際に営む業務の種別のみを記載して登録を受ければ足りることになります⁹。登録を受けた「金融サービス仲介業者」が、業務の種別の変更(業務の追加等)をしようとする場合には、変更登録が必要となります(同法16条1項)。

なお、各分野では、既存の仲介業者の資格(銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人・仲立人、貸金業者)と、「金融サービス仲介業者」の資格が併存することになりますが、同一の分野において両方の資格を持つことはできません¹⁰。これは、仲

⁷ 「金融サービス仲介業」としては、「媒介」(他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為)のみが想定され、「代理」(金融機関や顧客に代わって取引を成立させること)は含まれません。

⁸ 本法案の「説明資料」(金融庁、2020年3月)4頁に記載されたイメージであり、詳細は今後策定される政令の内容を確認する必要があります。

⁹ 「金融サービス仲介業者」は、一定の要件を満たせば、電子決済等代行業(銀行法2条17項)の登録も省略することができます(金サ法18条1項)。

¹⁰ ①預金等媒介業務、②保険媒介業務、③有価証券等仲介業務及び④貸金業貸付媒介業務の各定義において、銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人・仲立人、貸金業者が行う媒介業務が除外されています(金サ法11条2~5項)。

INSURANCE NEWSLETTER

介業者がいずれの立場でいかなる規制に基づいて仲介業務を行っているかについて、顧客が混同するおそれがあるためです。そのため、「金融サービス仲介業者」が後に既存の仲介業者の資格を得た場合には、金融サービス仲介業者として当該業務分野を取り扱う資格を失う（①預金等媒介業務、②保険媒介業務、③有価証券等仲介業務又は④貸金業貸付媒介業務を行わない旨の変更登録を受けたものとみなされる）こととなります（同法 16 条 4 項）。

4. 「金融サービス仲介業者」に課される規制

「金融サービス仲介業者」に課される規制は、①業務の種別にかかわらず適用される共通の規制と、②業務の種別ごとに適用される規制から構成されます。

① 業務の種別に関わらず適用される共通の規制

金サ法上業務の種別に関わらず適用される共通の規制として、例えば以下のような規制が挙げられます。

- ・ 商号等の使用制限（19 条）
- ・ 標識の掲示等（20 条）
- ・ 名義貸しの禁止（21 条）
- ・ 保証金等（22～23 条）¹¹
- ・ 誠実義務（24 条）
- ・ 情報の提供（25 条）
- ・ 業務運営に関する措置（26 条）
- ・ 金銭等の預託の禁止（27 条）
- ・ 指定紛争解決機関との契約締結義務等（28 条）

② 業務の種別ごとに適用される規制

金サ法上業務の種別ごとに適用される規制としては、①預金等媒介業務に対する銀行法の準用（29 条）、②保険媒介業務に対する保険業法の準用（30 条）、③有価証券等仲介業務に対する金融商品取引法の準用（31 条）、④貸金業貸付媒介業務に対する貸金業法の準用（32 条）が挙げられます。

②保険媒介業務に関しては、保険業法に定められる以下のような規制が準用されています。

¹¹ 顧客に対する損害賠償責任を担保するために、保証金の供託が原則として義務付けられています。具体的な保証金額については、政令で定められることとなりますが、「例えば、一定の額をベースに、全事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めることが考えられる」（金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019 年 12 月 20 日）23 頁）といった考え方も示されています。

INSURANCE NEWSLETTER

- ・ 商法（仲立営業の規定）の準用（293条）
- ・ 情報提供義務（294条1項、2項）
- ・ 意向把握・確認義務（294条の2）
- ・ 自己契約の禁止（295条）
- ・ 結約書の記載事項（298条）
- ・ 禁止行為（300条1項）
- ・ クーリングオフ（309条7項、8項、10項）

5. 保険会社及び保険代理店・仲立人にとっての実務対応

以上で述べた「金融サービス仲介法制」に対する保険会社及び保険代理店・仲立人にとっての実務対応としては、例えば以下のようなものが考えられます。

① 保険会社にとっての実務対応

保険会社（外国保険会社等や少額短期保険業者を含みます）としては、今後、保険媒介業務を業務の種別として登録を受けた「金融サービス仲介業者」から、顧客との間の保険契約の媒介を受けることが想定されます。

「金融サービス仲介業者」は、特定の金融機関（保険会社）に「所属」するものではないため、保険会社は、「金融サービス仲介業者」の指導・監督義務を負ったり、「金融サービス仲介業者」が顧客に与えた損害について、当然に損害賠償責任を負うものではありません。その意味では、「金融サービス仲介業者」は、保険会社が指導・監督義務を負う保険募集人（代理店）よりも、保険会社から独立した保険仲立人に近い性格を持つといえます。現に、4.②で述べたとおり、「金融サービス仲介業者」が行う保険媒介業務に準用される保険業法の規定には、保険仲立人に係る規律が含まれています¹²。

このように「金融サービス仲介業者」は保険会社から独立した立場を有するとはいえ、保険会社が「金融サービス仲介業者」に対して保険契約の媒介の委託を行う場合には、委託契約の締結等が想定されます。この場合、保険会社が「金融サービス仲介業者」の指導・監督義務を負わないとしても、保険会社が自身の保険契約の媒介を委託する以上、委託先管理やレピュテーション等の観点から、「金融サービス仲介業者」の業務内容について全く関知しないという立場を採ることは基本的に難しいと考えられます。

なお、「金融サービス仲介業者」の情報提供義務（金サ法 25 条）の中には、保険仲立人におけるのと同様の手数料の開示義務が含まれています。具体的には、同条 2 項において、「金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価

¹² 保険仲立人については、保険業法のみならず、保険会社向けの総合的な監督指針 V において各種規律が定められています。こうした規律が保険媒介業務を行う「金融サービス仲介業者」に適用されるのかという点についても、今後注視していく必要があります。

INSURANCE NEWSLETTER

の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。」と定められています。この規定は、顧客に適した同種の金融商品・サービスが複数ある場合、「金融サービス仲介業者」には、顧客の最善の利益ではなく、金融機関から受け取る仲介手数料の多寡に応じて商品を紹介するインセンティブが働きうることから、当該インセンティブの透明性を図る目的で設けられました。このように開示が求められる手数料等には保険会社が「金融サービス仲介業者」に対して支払う手数料等も含まれると考えられるため、この点も踏まえて、保険会社として「金融サービス仲介業者」に対する保険契約の媒介の委託を行うか否かの検討を行っていくことになると思われます。

② 保険代理店・仲立人にとっての実務対応

保険代理店（募集人）・仲立人が、保険媒介業務を業務の種別として、「金融サービス仲介業者」の登録を受けることができないことは、3.で述べたとおりです。

そうすると、こうした既存の事業者にとっての「金融サービス仲介業者」の登録の意義とは、むしろ、保険媒介業務以外の、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務を業務の種別として登録を受け、実施できるようになることにあるといえます。従来は、これらの業務を営むためには、銀行代理業者としての許可や金融商品仲介業者・貸金業者としての登録などが求められていたところ、今後は、「金融サービス仲介業者」の登録のみで、実施できるようになります。

これにより保険代理店・仲立人が、保険以外の商品も含めた多種多様な金融サービスをワンストップで提供できるようになれば、結果的に保険顧客の満足度に寄与したり、その顧客基盤をより拡充できることが期待されます。

※ 第 201 回国会に提出された金融サービス仲介業と改正資金決済法の概要と実務への応用の仕方についての考察を取りまとめたスライドを作成して公表していますので、ご興味のある方は以下の URL をご参照ください。

<https://www.slideshare.net/masamasujima/japans-financial-services-intermediary-act>

文献情報

- 論文 「情報銀行とは何か」
掲載誌 月刊監査役 No.705
著者 吉田 和央

- 論文 「情報銀行の意義と金融機関にとっての可能性－FinTech や InsurTech との関係も含めて－」
掲載誌 金融法務事情 No.2131
著者 吉田 和央

INSURANCE NEWSLETTER

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2020 Ninth Edition
著者 吉田 和央

- 本 『コンプライアンスのための金融取引ルールブック[2020 年版]』
(2020 年 3 月刊)
出版社 銀行研修社
著者 野村 修也 (監修)
小田 大輔、白川 剛士、吉田 和央、篠原 孝典、湯川 昌紀、白根 央、
北 和尚、小川 友規、吉田 瑞穂、山川 佳子、岩澤 祐輔、千原 剛、
溝端 悠太、渡辺 真菜 (著)

- 本 『デジタル金融未来レポート 2020』 (2020 年 4 月刊)
出版社 日経 BP 社
著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、宮田 俊、吉田 和央、湯川 昌紀、
石橋 誠之、山川 佳子、芳野 涼 (共著)

NEWS

- The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました
Best Lawyers® (ベスト・ロイヤー) による、The 11th Edition of The Best Lawyers
™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。Insurance Law 分野で
は、増島 雅和と吉田 和央が選ばれております。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com